

資料 2

平成30年度第3回行財政改革推進本部提案 **審議**・報告・その他

提出日：平成30年11月6日

担当部・課：財務部行政経営課〔内線 5213〕

① 件 名
第三セクターの抜本的な改革に向けた取組方針の策定対象法人等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>第三セクターの経営状況については、毎年度、行財政改革推進本部において確認しているところであるが、経営の悪化、健全性の喪失等が認められる第三セクターについては、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（以下「国指針」という。）により、速やかに経営健全化に取り組むことが必要とされ、本市においては「第三セクターに関する指針」（以下「市指針」という。）を定め抜本的な改革に向けた取組方針を策定し改革等に取り組んでいる。</p> <p>取組方針の策定対象、内容等については、これまで国指針では具体の基準が示されていなかったため、本市では市指針において独自に基準を定め取り組んできたが、平成30年2月20日付総務省自治財政局公営企業課長通知（以下「国通知」という。）により、これらも含めた具体的内容が示されたところである。</p> <p>【目的】</p> <p>市指針における抜本的な取組の対象、内容等について、国通知と整合させることにより、より効果的な経営健全化に向けた取組が可能となる。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕</p> <p>〔総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕</p> <p>又は〔個別計画との整合性〕行財政運営プラン：有・<input type="checkbox"/>無</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成25年 4月：第三セクターに関する指針施行</p> <p>平成30年 2月：総務省自治財政局公営企業課長通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」</p>
⑤主な内容
<p>抜本的な取組が必要となる法人及び内容を国通知と合わせ見直しを実施</p> <p>対象（改正後）： ・債務超過にある法人 ・実質的に（事業の内容に応じて時価で評価した場合に）債務超過である法人 ・市が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25%～15%）に達している法人 ・公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したと認められる法人又は存続の前提となる条件を満たさなくなったと認められる法人 ・他の事業手法と比べて費用対効果が乏しいと認められる法人</p> <p>内容（新規追加）： ・法人の概要 ・経営状況、財政的ナリスクの現状及びこれまでの市の関与 ・抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討 ・抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応</p>
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

より効果的な経営健全化に向けた取組が可能となる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

宮城県：第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画進行管理等実施要綱見直し中

⑧今後の予定及び施行予定年月日

指針の改正後、庁内へ周知

施行予定年月日：平成31年4月1日

※平成30年4月1日以後に終了する事業年度に係る決算から適用する。

⑨その他

なし